

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年10月1日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500156 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500063 号

## 第 1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 5 月 18 日から同年 1 月 18 日に訂正し、同年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 1 月 18 日から同年 5 月 18 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 1 月 18 日から同年 5 月 18 日までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 1 月 18 日から昭和 55 年 5 月 18 日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社C支店からB支店に転勤した際、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。請求期間は、同社B支店において勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した請求者に係る職員身上申告書及び人事カードにより、請求者がA社に継続して勤務（昭和 55 年 1 月 18 日に同社C支店から同社B支店に異動）していることが確認できる。

また、A社は、請求者は昭和 55 年 1 月 18 日付けで、同社B支店へ異動したが、当時の担当者の資格取得届の遅延があった旨回答しており、請求期間における厚生年金保険料についても給与から控除していたと回答している。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る昭和 55 年 5 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明としているが、請求期間について、同社が保管する請求者に係る前述の職員身上申告書により昭和 55 年 1 月 18 日付けでB支店へ異動した発令日が確認できる上、同社は、厚生年金保険の記録における資格取得年月日である同年 5 月 18 日について、同社B支店の担当者が請求者の同支店に係る資格取得の届出を遅延したと思われる旨回答していることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る 55 年 1 月から同年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は請求期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500113 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500032 号

## 第 1 結論

昭和 46 年 12 月から昭和 47 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 12 月から昭和 47 年 2 月まで

私の母は年金に強い関心があり、私が 20 歳になってすぐ国民年金の加入手続をして、私が結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。私の国民年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の請求期間が未加入期間となっているが、母親は国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしてきていたはずなので、請求期間を納付済期間として認めてほしい。

また、年金事務所から未だ還付されていない昭和 46 年 7 月から同年 9 月までに係る国民年金保険料の過誤納金があると説明を受けたが、当該過誤納金の対象は、実際には請求期間に係る保険料であり、役場又は年金事務所が錯誤しているのではないかと思うので、確認してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、自身が 20 歳になってすぐに、請求者の母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間を含む婚姻以前の期間に係る国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、請求者の請求期間以前の国民年金加入期間については、全て保険料納付済期間と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、昭和 46 年 12 月 28 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同日付で国民年金被保険者の資格を取得した事跡は見当たらず、請求期間は、未加入期間であることが確認できる上、請求者が請求期間において居住していたとする A 市は、請求期間の納付記録を既に廃棄していると回答している。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に他界しているため、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等について、陳述を得ることができない。

なお、オンライン記録によると、請求期間に近接する昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る国民年金保険料については、厚生年金保険の被保険者期間と重複することを理由として、平成 27 年 1 月 13 日付けで当該保険料の過誤納金に係る事務処理が行われていることが確認できるところ、請求者は、当該保険料は、請求期間に納付した国民年金保険料であり、役場又は年金事務所が錯誤しているのではないかと述べている。

また、前述の国民年金被保険者台帳によると、過誤納金の対象となった昭和 46 年 7 月から

同年9月までの期間は、請求者の国民年金被保険者の資格喪失月（昭和46年7月）以降の期間であるにもかかわらず、保険料納付済期間と記録されており、制度上、収納されるべきでない保険料が今日まで請求者に対し還付されていない等の事情を踏まえると、社会保険事務所（当時）における記録管理が適切でなかった状況がうかがえる。

しかしながら、前述の国民年金被保険者台帳によると、請求期間に保険料が納付された記録はなく、昭和46年7月から同年9月までは国民年金の保険料納付済期間と記録されている上、両期間に係る記録が訂正されている等の事跡は見当たらず、前述の記録管理が適切でなかったことをもって、請求期間が保険料納付済期間であったものとは判断できない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500039号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500064号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年8月  
③ 平成20年8月

A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月、平成17年8月及び平成20年8月について賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないのは納得できないため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に確認したところ、同社における賞与の支給は8月と12月の年2回であり、請求期間において賞与の支給があった旨回答している。

また、請求期間③については、前述の同僚から提出された給与支払明細書(控)の写しにより、当該期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社の回答及び前述の同僚の陳述によると、同社では、賞与は手渡しにより支給された状況がうかがえるところ、請求者は給与支払明細書等の資料を保管していない上、同社は、請求期間における賞与支給の事実を確認できる関連資料を保管しておらず、請求期間における賞与支給及び厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

また、請求者が提出した平成17年度所得・課税証明書、平成18年度所得・課税証明書及び平成20年分給与所得の源泉徴収票に記載されている給与収入額及び社会保険料控除額を確認したが、請求期間における賞与支給の事実及び厚生年金保険料の控除の事実について推認することができない。

このほか、請求者に対し請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500040 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500065 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月  
② 平成 17 年 2 月 25 日  
③ 平成 17 年 8 月  
④ 平成 20 年 2 月 29 日

A 社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 12 月及び平成 17 年 8 月について賞与が支給されたにもかかわらず標準賞与額の記録が確認できないのは納得できない。また、賞与が支給されていない平成 17 年 2 月及び平成 20 年 2 月の標準賞与額の記録が確認できるため事実即した記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求者は、A 社では賞与が毎年 8 月と 12 月に支給されたと記憶していることから、平成 16 年 12 月 (請求期間①) 及び平成 17 年 8 月 (請求期間③) については、標準賞与額の記録が記録されていないこと、平成 17 年 2 月 25 日 (請求期間②) 及び平成 20 年 2 月 29 日 (請求期間④) については、標準賞与額の記録が記録されていることにそれぞれ納得できない旨陳述している。

また、オンライン記録により、請求期間当時、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、同社における賞与の支給は 8 月と 12 月の年 2 回であり、請求期間①及び③において、賞与の支給はあったが、請求期間②及び④において、賞与は支給されなかった旨回答している。

2 請求者が賞与の支給があったとする平成 16 年 12 月 (請求期間①) 及び平成 17 年 8 月 (請求期間③) について、A 社の回答及び前述の同僚の陳述によると、同社では、賞与は手渡しにより支給されていた状況がうかがえるところ、請求者は当該期間に係る給与支払明細書等の資料を保管していない上、同社は、当該期間における賞与支給の事実を確認できる関連資料を保管しておらず、当該期間における賞与支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者が提出した平成 17 年度課税台帳 (照会) の写し及び平成 18 年度給与支払報告書 (照会) の写しに記載されている給与収入額及び社会保険料控除額を確認したが、請求期間①及び③に係る賞与支給の事実及び厚生年金保険料の控除の事実について推認することができない。

このほか、請求者に対し請求期間①及び③に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主

により当該賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求者が賞与の支給が無かったとする平成 17 年 2 月 25 日（請求期間②）及び平成 20 年 2 月 29 日（請求期間④）について、B 年金事務所は、A 社から提出された請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保管している上、同社は、請求者の請求内容を確認できる関連資料を保管していないが、全て正常に届出を行っているという認識である旨回答している。

また、請求者が提出した平成 18 年度給与支払報告書（照会）の写しには、給与支払金額が記載されており、当該額は平成 17 年中に支給された給与及び賞与の合計額となるところ、請求者は、平成 17 年中に支給された給与明細書を所持しておらず、給与及び賞与の内訳が不明であることから、当該額に平成 17 年 2 月 25 日（請求期間②）が含まれていないことを確認することはできない。

さらに、請求者が提出した平成 21 年度給与支払報告書（照会）の写しに記載されている給与支払金額について、請求者が提出した当該期間における各月の給与支払明細書（控）等により検証したが、平成 20 年 2 月 29 日（請求期間④）において、賞与の支給が無かったことを確認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、平成 17 年 2 月 25 日の標準賞与額に係る処理は同年 3 月 9 日、平成 20 年 2 月 29 日の標準賞与額に係る処理は同年 3 月 21 日に A 社が提出した前述の賞与支払届に基づきそれぞれ行われており、遡って訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

これらの事実から、平成 17 年 2 月 25 日（請求期間②）及び平成 20 年 2 月 29 日（請求期間④）について、当該期間に係る標準賞与額の届出を行った当事者である事業主は、請求者の請求内容を否定しており、請求者及び事業主の主張が異なる状況下において、既に記録されているオンライン記録上の標準賞与額が事実即していない記録であると明確に判断することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主が請求期間②及び④において、請求者に対し賞与を支給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500123号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500062号

## 第1 結論

昭和63年3月24日から昭和63年9月30日までについて、請求者のA社(現在は、B社及びC社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月24日から同年9月30日まで

私は、昭和63年3月24日から同年9月30日までA社にD業務として勤務していたが、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇入通知書、雇用保険の被保険者記録及びC社が提出した昭和63年分の給与所得の源泉徴収票から、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の源泉徴収票には「社会保険料等の金額」が記載されているところ、当該金額は、同票に記載されている「支払金額」に対する雇用保険料額とほぼ一致していることから、請求期間における厚生年金保険料の控除は行われていなかったことが推認される。

また、B社は、A社に係る資料を保管していない旨回答している上、C社は、前述の源泉徴収票以外の資料を保管しておらず、請求者のA社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

さらに、オンライン記録により請求期間におけるA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

加えて、請求者は、請求期間の全てにおいて、E県F市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者が請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。